

52 仙台市／川崎町 プロカメラマン東城さんと行く！ スマホ・デジカメ写真講座 in MIYAGI

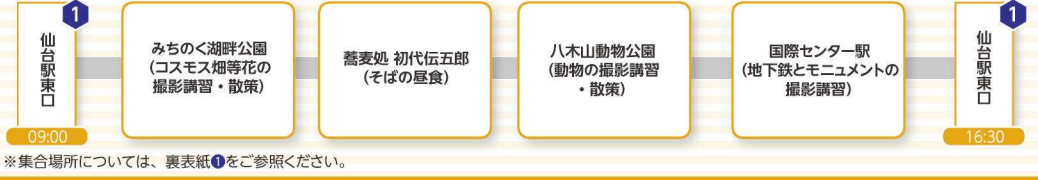


東城さん撮影(ローバーパン)

ツアーのポイント

- 仙台在住のプロカメラマン東城孝さんが、スマホやデジカメで上手に写真を撮るための講習を行います。
- 撮影スポットは、みちのく湖畔公園のコスモスなどの花々、動物園の動物たち、景色と一緒に撮りたい地下鉄、記念撮影の際に役立つ撮り方を国際センター駅の羽生選手と荒川選手のモニュメントを使って講習予定です。
※天候によっては上記の撮影スポットから変更になる場合がございます。
- 雨天決行です。歩きやすい服装でご参加ください。

昼食付き



※集合場所については、裏表紙①をご参照ください。



東城さん撮影(白コスモス)

出発日

9月12日

募集定員

(最少催行人員10名)
1名様より申込み可能

20名

旅行代金

(大人お一人様)

7,900円

バス会社

仙台バス

お問い合わせ先

仙台バスツアーズ (株)
TEL.022-224-3771

仙台バスツアーズ株式会社(宮城県知事登録旅行業第2-97号)
〒980-0803 仙台市青葉区国分町2-1-15 FAX.022-224-3778

国内企画旅行取引条件 (抜粋)

■お申し込み

- ①所定の申込書に所定の記入のうえ申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
②電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- ①特に注釈がない限り、小人代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に適用します。
②旅行代金に大人・小人の区分表示がない場合は、満3歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。

■契約の成立

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2)お申込み金

旅行代金	30,000円未満	60,000円未満	60,000円以上
お申込み金	5,000円以上	10,000円以上	20,000円以上

■申込条件

- (1)原則として、20歳未満の方の単独での申込は保護者の方の同意書が必要です。

■旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光の入場料、添乗員経費及び消費税諸税。これらの費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

■お客様による旅行契約の解除

- (1)お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

契約解除の日		取消料 (お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1、20日前に当たる日以前の解除 (日帰り旅行にあっては10日)	無料
	2、20日前(日帰り旅行にあっては10日)にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
	3、7日前に当たる日以降の解除 (4~6は除く)	旅行代金の30%
	4、旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5、当日の解除 (6を除く)	旅行代金の50%
	6、旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

■当社による旅行契約の解除

- (1)次の場合は旅行契約を解除することがあります。
①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
②申込条件の不適合。
③病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
④旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人数に達しなかったときは、旅行開始日の4日前までに旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

■催行中止の場合

- (1)コースによりお客様が最少催行人に満たない時には、旅行の催行を中止する場合があります。この場合には旅行開始日の前日から起算しさかのぼって13日目にあたる日より前に(※日帰りは3日目にあたる日より前までに)ご連絡し、お客様に当社がご預かりしている旅行代金全額をお返し致します。

■添乗員

特に明記したものを除き、原則として添乗員が同行します。

■お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■旅程保証

- (1)別途定める契約内容の重要な変更が行われた場合は、募集型約款の規定によりその変更の内容に応じた旅行代金に表に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

■特別補償

- (1)お客様が募集型企画旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、また手荷物に被災された一定の損害につきましては、当社の責任が生じるか否かを問わず旅行業約款特別補償規定に定めるところにより、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。補償金及び見舞金をお支払いいたします。

■個人情報の利用目的及び第三者提供について

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名及びを提供いたします。※このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスの御案内、当社の商品やキャンペーンの御案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■旅行条件・旅行代金の基準

- (1)本旅行条件は2019年10月1日を基準としております。また、旅行代金は2019年10月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。当社はいかなる場合も旅行を再実施はいたしません。

■その他

- (1)募集型企画旅行契約約款についてこの条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、ご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

企画・実施 宮城県知事登録旅行業第2-97号
仙台バスツアーズ株式会社

一般社団法人全国旅行業協会正会員

